



2019 年4月16日

各 位

会 社 名 アルテリア・ネットワークス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 株本 幸二
(コード番号:4423 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員CFO 建石 成一
(TEL.03-6625-4986)

当社における独禁法違反の可能性のある行為について

当社は、当社及び当社の子会社において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「**独禁法**」といいます。)に違反する行為があった疑義を把握しましたので、下記のとおりお知らせいたします。株主及び関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

記

1. 疑義の内容

当社及び当社の子会社である株式会社つなぐネットコミュニケーションズ(以下「**TNC**」といいます。)において、TNCの競合他社との間で、①相互に相手方の顧客に対し積極的な切替営業を行わないとの取り決め、及び、②当社と取引関係のあるTNCの競合他社に対し、一部競争を控える旨の取り決め(以下①又は②を指して「**本件行為**」といいます。)が行われていた事実又はその疑い。

2. 経緯

当社は、当社の子会社であるTNCにおいて、競合他社との間で情報交換等を行っていた旨の内部申告を受け、独禁法に違反する行為の有無について外部弁護士による調査を実施致しました。その結果、外部弁護士より、当社及びTNCにおいて、本件行為が行われていた事実又はその疑いが認められる旨の報告を受けました。

なお、当社は、2018年11月13日に株式会社東京証券取引所(以下「**東証**」といいます。)から株式の新規上場について承認を受け、同年12月12日に東証第一部に上場しております(以下「**本件上場**」といいます。)。当社は、2018年11月13日付け有価証券届出書において、事業等のリスクとして、独禁法等の規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限され、コストの増加につながる可能性がある旨の概括的なリスク記載を行っておりますが、本件行為については記載しておりませんでした。これは、本件上場までの時点において、本件行為に関する事実関係については当社社内において限られた上級役職員の間でのみ共有されるにとどまっていたところ、当該役職員において本件行為の存在を認識できる客観的証拠を発見できなかったことによるものです。

当社は、上場申請、上場審査期間、上場承認及びその後の各段階において、東証から上場審査の委託を受けた日本取引所自主規制法人より法令遵守の状況や当局らの調査並びにそれらの可能性について合理的な質問を受け、また日本取引所自主規制法人に対し取締役会議事録その他の重要な社内資料を開示いたしました。本件行為に関する事実関係又はそのおそれについて、日本取引所自主規制法人及びその役職員に一切伝達しておらず、また当社が開示したいいかなる書類においても本件行為に関する事実関係又はそのおそれについて記載はしていませんでした。また、当社は、上場の過程において、引受証券会社から法令遵守の状況や当局らの調査並びにそれらの可能性について合理的な質問を受け、また引受証券会社に対し取締役会議事録その他の重要な社内資料を開示いたしました。本件行為に関する事実関係又はそのおそれについて、引受証券会社、売出人及びそれらの関係者並びに当社の上場に関与したすべての法律事務所その他のアドバイザー、並びにそれらのすべての役職員に一切伝達しておらず、また当社が開示したいいかなる書類においても本件行為に関する事実関係又はそのおそれについて記載はなかったことを、あわせてご報告いたします。

3. 今後の対応

当社は、本件の対応が不十分であったことを厳粛に受け止め、部署間の十分な情報提供とコミュニケーションの確保、役職員への金融商品取引法等の法令に関する教育を通じたコンプライアンス意識の徹底、当社親会社等からの出向者の受け容れを含む当社の管理部門の人員体制の拡充等の再発防止策を講じる所存です。

また、当社は、当社における経営責任を明確にし、経営体制を刷新するため、関係者の処分を検討していたところ、当社の代表取締役社長 CEO について本人より辞任の申出があったため、本日、これを受理いたしました。なお、この度の事態に関与した役員及び従業員につきましても、今後の調査の結果を踏まえて、社内規程に基づく厳正な処分を下す予定です。

当社は、本件について重く受け止め、顧問弁護士及び当社と顧問関係にない外部弁護士を起用し、全容解明に向けた調査を実施しておりましたが、より客観的な調査を実施するため、当社と利害関係を有しない外部の弁護士等で構成される第三者委員会を設定する予定であり、決定次第改めてお知らせいたします。

以上